


# 狛江市の権利擁護支援及び 成年後見制度の利用に 関するご案内

認知症高齢者・知的障がい者・  
精神障がい者などの判断能力が十分ではない方、  
将来に不安をお感じの、  
高齢者・障がい者・病気のある方、  
その家族の方などへのご案内です。

## も く じ

狛江市が目指す権利擁護支援とは	1・2
こんな心配ありませんか？（権利擁護支援の事例）	3
元気なうちから「もしも」に備える（エンディングノートの活用）	4
元気なうちから「もしも」に備える（成年後見制度「任意後見制度」の利用）	5
日常生活のちょっとした手続きの支援（地域福祉権利擁護事業）	6
むずかしい手続きなどの支援（成年後見制度「法定後見制度」）	7・8
あなたや周りの人は大丈夫？（「消費者被害」・「虐待かな？と思ったら」）	9
相談先一覧	10

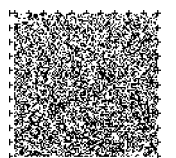
もっと詳しく知りたい方は

狛江市 権利擁護 相談 

※狛江市のホームページをご覧ください。



狛江市ホームページの  
二次元コード



音声コード

# 狛江市が目指す権利擁護支援とは

憲法により、「私たちは生まれながらにして、自分の生き方や生活について、他者から干渉を受けることなく、自らの意思で決めることのできる権利、個人として尊重される権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」などが認められています。

このような権利に対する侵害、危害などから守ること、本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指すことにより権利擁護が図られます。

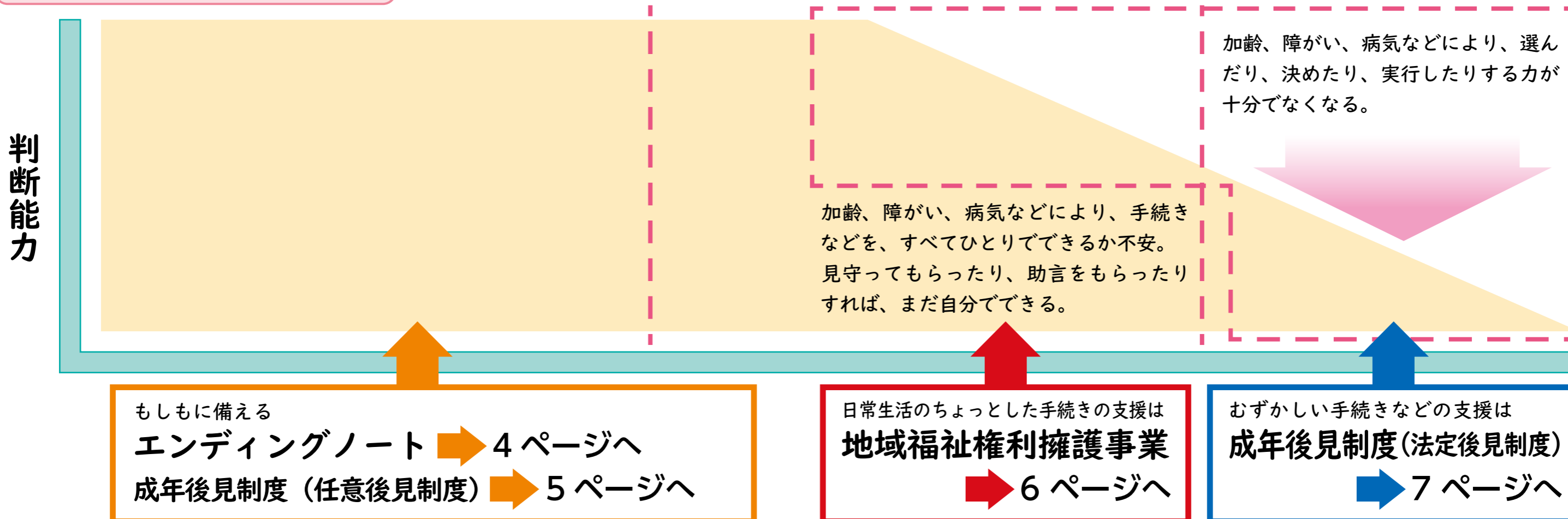
また、権利擁護支援では、支援者が、本人の判断能力が十分でなくても、地域共生社会\*の一員として、ひとりの人間として、本人の意思を尊重し、「どのように生きたい」のか、「その人らしい暮らし」とは何か、ということに配慮し、

それが実現できるよう支援することが重要です。

狛江市では、消費者被害や虐待などにより権利が侵害されたり、自分自身の力で手続きをすることが難しくなり、生きづらさを感じる場合でも、権利侵害を速やかに解消し、本人が必要な支援を受けながら地域社会に参加し、活躍できるよう、支援を進めます。

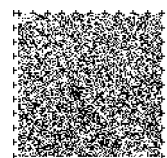
\*地域共生社会とは、全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいを持ち、ささえあって、ともに生きる豊かな福祉社会のことをいいます。狛江市では「あいとぴあ狛江」を合言葉に、地域共生社会の実現を目指しています。(狛江市福祉基本条例より)

## 権利擁護支援に関する制度



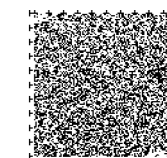
消費者被害・虐待などの権利侵害からの回復

→ 9 ページへ



音声コード

1



音声コード

2



# こんな心配ありませんか？

障がいや病気があるけれど、自分でできることはたくさんあるので、手続きやお金の管理などの支援をしてほしい。



終活について考えたい。



親による支援が難しくなってきた時に備えて、障がいや病気のある子の将来を相談したい。



病気などで、支援が必要になった時、福祉サービスの手続きや支払いなどの支援をしてほしい。



消費者被害にあったり、虐待にあたりしたらどうしよう。



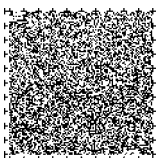
認知症になったり、病気になったりした時、誰にどのように支援をしてもらうか、あらかじめ決めておきたい。



家族が年金を渡してくれない。勝手に貯金を使ってしまう。誰に相談したらよいのか。



自分のことは、自分で決めたいけれど、どのように決めたらよいか、手続きなどが不安。



# 元気なうちから「もしも」に備える

## エンディングノートの活用

エンディングノートとは、ご自身の最後を見つめて、後に残る人に伝えておきたい想いや情報を整理し、これからの人生を前向きなものとするためのお手伝いをするノートです。

終活では、人生の終盤、自分の周辺を上手に整理しておくことが求められます。そのためには、関わる人たちに自分のことを知ってもらうため、もしものことがあったときのため、大切な人たちに伝えたいことなどをまとめておく必要があります。エンディングノートはそのための有効な手段となります。

また、エンディングノートに書きだすことによって、自分の気持ちや考えが整理されてくることでしょう。

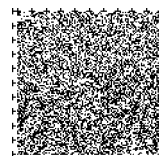
エンディングノートは、遺言書とは異なり、書き方は自由で、いつ書き始めても構いません。

エンディングノートを書いて、新たなスタートを踏み出してみてもいいでしょうか。

狛江市エンディングノートは、病気になったときのこと、判断能力が低下したときのこと、葬儀のこと、お墓のこと、預貯金などの資産のことなどを記入することができます。



狛江市  
エンディングノート  
二次元コード



音声コード

# 元気なうちから「もしも」に備える

## 成年後見制度「任意後見制度」の利用

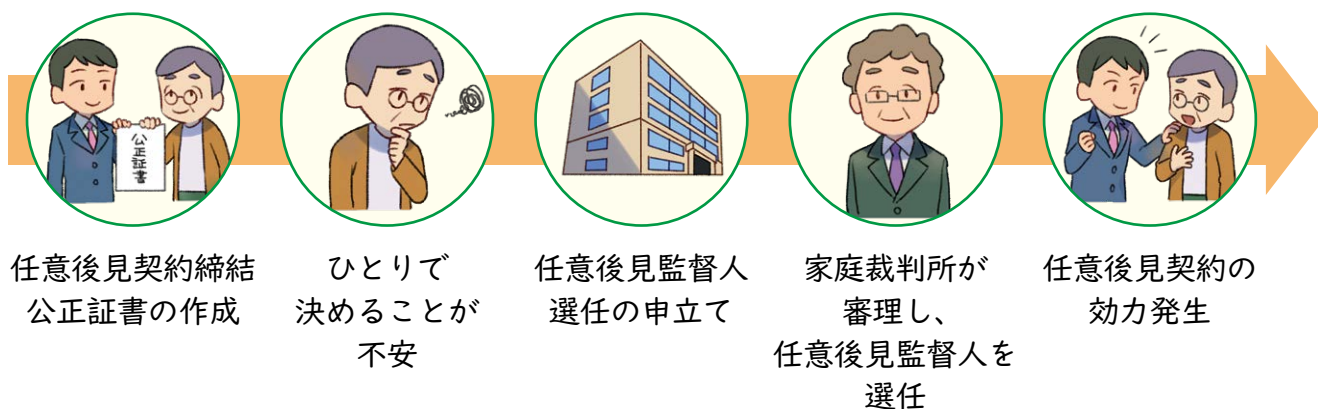
ひとりで決められるうちに、認知症などにより判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご本人がひとりで決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことができます。

申立てをすることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見契約の相手方のこと）です。

### 任意後見利用開始（発効）手続きの流れ

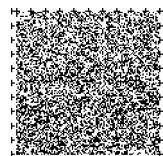


### 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について

※変更する可能性があります。

作成の基本手数料	11,000 円
登記嘱託手数料	1,400 円
登記所に納付する印紙代	2,600 円
その他	ご本人らに交付する正本などの証書代、 登記嘱託書郵送用の切手代など

※任意後見制度も成年後見制度のうちのひとつです。





# 日常生活のちょっとした手続きの支援

## 地域福祉権利擁護事業（狛江市社会福祉協議会あんしん狛江）

### ★ご利用できる方（狛江市民）

物忘れや認知症のある高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方で、判断能力が十分でなく自己選択や意思決定に支援が必要な方。

上記に該当する方で、サービスの内容を理解し、契約をする能力のある方。

### ★お手伝いの内容

#### ★福祉サービス利用援助【基本サービス】

定期的に訪問し、福祉サービスの利用に関する手続きや支払いの支援を行います。

#### ★日常的金銭管理サービス【選択サービス】

日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預け入れ、公共料金などの支払いを支援します。必要に応じて日常生活で使用する通帳をお預かりすることもできます。

#### ★日常生活支援サービス【選択サービス】

サービスを利用している方について、ご自宅に届いた郵便物をご本人と一緒に確認し、各種行政手続きなどがスムーズに行えるよう支援をします。

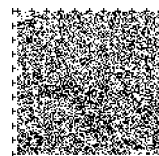
#### ★書類などの預かり【選択サービス】

通帳、実印、年金証書、保険証書、権利証、契約書など日ごろ使用しない大切な書類をお預かりします。※マイナンバー関連のものは対象外です。

### ★ご利用料金 ※変更する可能性があります。

お手伝いの内容		ご利用料金	
福祉サービス利用援助		1回 30分まで 以降 30分までごとにプラス	750円
日常生活支援サービス			600円
日常的 金銭管理 サービス	ご利用者管理の通帳を使用しての支援	1回 60分まで 以降 30分までごとにプラス	3,000円
	お預かり通帳を使用しての支援		600円
書類などの預かり		1,000円（1か月の料金）	

※上記利用料金のほか、ご利用者宅からサービス提供機関や金融機関に出向いた際に生じる交通費実費については、ご利用者負担となります。



音声コード



# むずかしい手続きなどの支援 (成年後見制度「法定後見制度」)

## どんな支援(お手伝い)をしてくれるの?

表のとおり3つの種類があり、できる支援(お手伝いの範囲)が異なります。一緒に何をどのように手伝ってくれるのか、相談をしましょう。

	補助	保佐	後見
対象となる人	重要な手続き・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続き・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続き・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
受けられるお手伝いの範囲	一部の限られた手続き・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりつけてもらう ・代わってしてもらう	財産にかかわる重要な手続き・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりつけてもらう ・代わってしてもらう	すべての契約などを ・代わってしてもらう ・とりつけてもらう

※補助、保佐の場合、お手伝いしてもらうことを変更することができます。  
 ※むずかしい手続きや契約などを、あなたに代わってしてもらうお手伝い(代理権)やいっしょに決めてもらうお手伝い(同意権)を付け加えるときは、別にお金がかかります。  
 ※受けられるお手伝いの範囲のうち「とりつけてもらう」ことについては、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

どんな支援(お手伝い)を受けられるのかは、家庭裁判所が決めます。

## 誰が申立てをすることができるの?

本人、配偶者、四親等内の親族などが、申立てをすることができます。

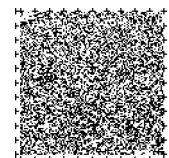
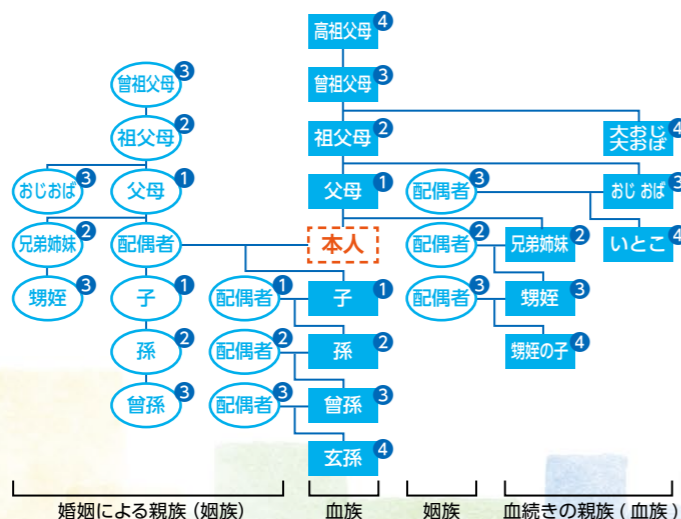
※制度を利用する際には、家庭裁判所に申立てをする必要があります。申立てをする人がいない場合は、ご相談ください。



## その人らしい生活への一歩

狛江市では  
権利擁護支援ネットワークを作り  
チームで暮らしを  
支援することを目指します。

## 四親等内の親族とは?



音声コード

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配のある方が、色々な手続きや契約をするときに、成年後見人などがお手伝いをする制度です。

## どんな書類が必要?

必要な書類は10ページの「相談先一覧②・④・⑥」の窓口にて配布しています。東京家庭裁判所後見サイトからもダウンロードができます。



※説明を受けたい方、専門職に書類作成を依頼したいなどのご相談は、あんしん狛江(10ページ④)までご相談ください。

## 成年後見人などには誰がなれるの?

成年後見人などになれるのは...

親族



あなたにとって身近な頼れる人

市民後見人



専門的な研修を受けた地域の人

専門職



福祉や法律の専門家(社会福祉士、司法書士、弁護士、精神保健福祉士など)

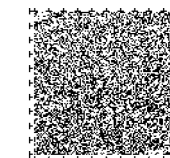
福祉関係などの法人



成年後見人などに誰がなるかは、あなたに合った人を家庭裁判所が決めます。

## こんなことが心配...

- Q: 成年後見人などに専門職が選ばれた場合、報酬はかかるの? 払えない場合どうしたらよい?
- A: 報酬は、成年後見人などとして働いた期間、事務内容及び管理するご本人の財産内容にあわせて家庭裁判所が決めます。目安は東京家庭裁判所後見サイトをご確認ください。支払いが難しい方については、狛江市の助成制度をご利用ください。助成対象者の要件は、狛江市(10ページ②)にお問い合わせください。
- Q: 誰が成年後見人などになるかは、家庭裁判所が最終的に決めると言われていました。成年後見人などどうまういかなかったらどうしよう?
- A: 我慢をせずに、専門の窓口(10ページ④)に相談しましょう。あなたが、「してほしいお手伝い」について、相談にのってくれます。



音声コード



# あなたや周りの人は大丈夫？

## 消費者被害

### 訪問販売や電話勧誘販売で…

- ・高額な布団を次々に購入させられた
- ・執拗な勧誘を受け、断り切れずに新聞購読の契約をした



これ！あてはまるかもしれない！と思ったら…

悪質商法の被害にあったり、不安を感じたとき…

➡ 10 ページ③・⑤・⑦の相談窓口へ  
ご相談ください。

## 虐待かな？と思ったら

### 身体的虐待

- ・叩く・つねる・ベッドに縛り付ける

### 心理的虐待

- ・怒鳴る・意図的に無視する

### 経済的虐待

- ・金銭を勝手に使う
- ・生活に必要なお金を渡さない

### 性的虐待

- ・裸にする
- ・性的行為を強要する

### ネグレクト（放置・放棄）

- ・十分な食事を与えない
- ・不潔な住環境で生活させる



これ！あてはまるかもしれない！と思ったら…

高齢者

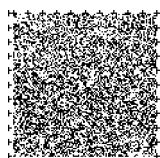
➡ 10 ページ①・⑤の相談窓口へ

障がいや病気のある方

➡ 10 ページ①の相談窓口へ

お早めにご相談ください。

※通報をした方の情報は守られます。

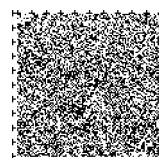


音声コード



# 相談先一覧

相談先機関名		電話番号	相談時間
①	<b>福祉相談課</b> 高齢者や障がいのある方の 権利擁護相談	03-3430-1111 (代表)	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ※福祉相談課：①虐待の通報は、 平日夜間、土・日曜日、祝日は 市役所宿直室で対応しています ので、代表番号におかけください。 ②障がいのある方は、緊急 の際は、狛江市障がい者虐待防 止センター（狛江市役所2階福 祉相談課内）070-6401-8509 におかけください。
②	<b>福祉政策課</b> 費用助成(申立て費用・成年後見人などへの報酬) に関するお問い合わせ		
③	<b>狛江市消費生活センター</b> (狛江市役所2階 地域活性課内) 消費者被害などの相談		
④	<b>狛江市社会福祉協議会</b> <b>あんしん狛江</b> 成年後見制度などに関するお問い合わせや相談、 地域福祉権利擁護事業、弁護士相談	03-3488-5603	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (弁護士相談：毎月第3水曜 日・午後1時～午後4時) ※事前予約制 ※相談料は無料
<b>地域包括支援センター</b> 高齢者の権利擁護相談（消費者被害・虐待など）、介護や介護予防に関する相談			
⑤	<b>あいとぴあ地域包括支援センター</b> (中和泉・西和泉・元和泉・東和泉にお住まいの方)	03-5438-3565	月曜日～土曜日 (祝日・年末年始を除く(あ いとぴあ地域包括支援セン ターは第3土曜日を除く)) 午前8時30分～午後5時30分
	<b>地域包括支援センターこまえ正吉苑</b> (和泉本町・東野川・西野川にお住まいの方)	03-5438-2522	
	<b>地域包括支援センターこまえ苑</b> (猪方・駒井町・岩戸南・岩戸北にお住まいの方)	03-3489-2422	
⑥	<b>東京家庭裁判所立川支部</b> 狛江市に住民票のある方の法定後見申立て先	042-845-0322 042-845-0324	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
⑦	<b>消費者ホットライン</b> ※全国共通ダイヤル	188	年末年始を除く



音声コード



無償頒布

刊行物番号 R4-35

## 狛江市の権利擁護支援及び成年後見制度の 利用に関するご案内

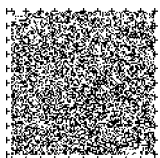
令和5（2023）年3月発行

発行：狛江市 福祉保健部 福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町1丁目1番5号

電話 03（3430）1111

ファックス 03（3480）1133



音声コード